北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 保健・医療・福祉・介護など総合的な高齢者施策の推進について幅広く意見を聞くことにより、高齢者の支援と介護の質の向上を図るため、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。
 - (1)北九州市高齢者支援計画(介護保険事業計画を含む)の策定・推進に関すること
 - (2) 高齢者の生きがいづくり、社会貢献・地域活動に関すること
 - (3)介護予防に関すること
 - (4)認知症対策に関すること
 - (5)権利擁護に関すること
 - (6)地域包括ケアに関すること
 - (7)在宅生活の支援に関すること
 - (8)地域包括支援センター運営協議会(地域包括支援センターの設置・運営等)に 関すること
 - (9)地域密着型サービス運営委員会(地域密着型サービスの運営等)に関すること
 - (10) その他高齢者施策の推進に関して意見交換し、助言を行う必要があると認め られるもの

(委員会の組織)

- 第3条 委員会の委員は35名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が任命する。
 - (1)介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
 - (2)介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
 - (3)地域における保健・医療・福祉関係者
 - (4)学識経験者
 - (5) その他保健福祉局長が適当と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は3年とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、保健福祉局長の要請に基づき、委員長が招集し、委員長が議長を務める。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者から意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、委員会の決定により非公開とする。
 - (1) 不開示情報(北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7 条)に該当する事項について、意見交換等を行う場合
 - (2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の公開)

- 第7条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。
- (1)会議名
- (2)議題
- (3)開催日時
- (4)開催場所
- (5)出席した者の氏名
- (6)議事の概要
- (7)会議経過(発言の要旨)
- (8)その他必要な事項
- (9)問い合わせ先
- 2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(責務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も、同様とする。

(分科会)

- 第9条 委員会は、第2条に定める事項について、意見交換し助言を行うため、別表1 に掲げる分科会を置き、同表に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。
- 2 分科会は、委員のうち別表2に掲げるもので構成する。
- 3 分科会に属する委員は委員長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。
- 5 分科会長・副分科会長は分科会に所属する委員の互選により定める。
- 6 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 7 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を代理する。
- 8 2以上の分科会にかかる事項については、各分科会長の協議により、合同開催を行うことができる。
- 9 分科会の会議については、第6条の規定を準用する。
- 10 分科会の会議録等の公開については、第7条の規定に準じてその会議要旨を作成する。

(部会)

- 第10条 分科会長は、分科会の所掌に関し、より専門的な議題やその他臨時的な議題 について、集中的に意見交換する必要があるものについて、部会を置くことができる。
- 2 部会に、部会長を置く。
- 3 部会長及び部会に属すべき委員は、分科会長が指名する。
- 4 部会の会議については、第6条の規定を準用する。
- 5 部会の議事録等の公開については、第7条の規定に準じてその会議要旨を作成する。

(委員会の庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、保健福祉局総務部総務課及び地域支援部介護保 険課並びに高齢者支援課、いのちをつなぐネットワーク推進課、健康推進課において 処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(期限付き分科会)

- 2 第9条第1項別表1に掲げる分科会のうち、尊厳擁護分科会については、所掌事務の終了をもって廃止とする。
- 3 前項の分科会に属する委員については、第4条第1項の規定にかかわらず、分科会の廃止をもって任期満了とする。なお、他の分科会に属するものについてはこの限りではない。

別表1(第9条関係)

分科会名	所 掌 事 務
生きがい・介護予防 分科会	1 高齢者の生きがいづくりの促進に関すること
	2 高齢者による社会貢献・地域活動の支援に関すること
	3 介護予防事業等の推進に関すること
	4 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
認知症対策・権利擁護 分科会	1 総合的な認知症対策の推進に関すること
	2 高齢者の虐待防止や権利擁護の推進に関すること
	3 高齢者介護にかかる苦情・相談に関すること(他の分科会
	に属することを除く)
	4 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
尊厳擁護分科会	1 北九州八幡東病院における事案に関すること
地域包括支援分科会	1 地域包括支援センター運営協議会に関すること
	2 地域包括ケアのあり方に関すること(他の分科会に属する
	ことを除く)
	3 介護保険以外の在宅支援に関すること(他の分科会に属す
	ることを除く)
	4 医療との連携に関すること
	5 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
介護保険分科会	1 介護保険事業計画に関すること
	2 地域密着型サービス運営委員会に関すること(他の分科会
	に属することを除く)
	3 介護サービスの質の確保に関すること
	4 高齢者の住まいに関すること
	5 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
地域密着型分科会	1 地域密着型サービス運営委員会に関すること(地域密着型
	サービスの指定・拒否に関すること)
	2 介護保険にかかる施設整備に関すること
	3 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの

別表2(第9条関係)

分科会名	委 員 構 成	
生きがい・介護予防分科会	第3条第2項に掲げるもの	
認知症対策・権利擁護分科会	第3条第2項に掲げるもの	
尊厳擁護分科会	第3条第2項第5号に掲げるもの	
地域包括支援分科会	第3条第2項に掲げるもの	
介護保険分科会	第3条第2項に掲げるもの	
地域密着型分科会	第3条第2項第1号及び第4号に掲げるもの	